

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＜基本的な考え方＞

当社は、グループ経営理念である「THE VALQUA WAY」のもと、シールエンジニアリングのパイオニアとして、企業の持続的な成長による企業価値の向上を実現するため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための経営体制を構築し、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

＜基本方針＞

(1) 株主の権利・平等性の確保

株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備や権利保護に努めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社を取り巻くステークホルダー（取引先、従業員、地域社会等）との信頼関係の維持・向上に努めます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。

(4) 取締役会の責務

透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、社外取締役の選任や執行役員制度の導入など、取締役会の責務の適切な遂行に努めます。

(5) 株主との対話

株主と当社の中長期的な成長の方向性を共有したうえで、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4－8】（独立社外取締役の有効な活用）

当社には、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しており、当社は当該社外役員全員を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。社外取締役は取締役計4名という少数人数体制において、独立した立場からの助言・監督機能を十分に果たしておりますが、今後さらなるガバナンスの強化をはかるため、社外取締役の増員を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】（いわゆる政策保有株式）

(1) 当社は、資材調達、販売および資金調達、ならびに有意義な情報提供など、事業上の安定や良好な取引関係の維持・強化を図ることが、当社の企業価値の向上に資すると認められる相手先について、取引関係の維持・強化を目的として、当該相手先の株式を保有しております。当社と保有先との取引の内容、当該取引の必要性、取引の規模、取引を継続してきた期間等に鑑みれば、株式保有は取引関係の維持や強化に貢献しており、保有する株式の価値やその変動リスク等を考慮しても、なお経済メリットがあると考えております。

(2) 当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、投資先の経営目標の設定および実績、株主還元、コーポレートガバナンスの観点から、中長期的な視点で企業価値向上、株主還元向上に資するかを検討し、当社事業の発展に資すると考える方向で議決権を行使いたします。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）

当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反行為を行ってはならない旨を取締役会規則で定めており、その取引実績については、関連法令に基づき適時適切に開示いたします。

【原則3－1】（適切な情報開示と透明性の確保）

(1) 企業理念・経営計画

当社は、企業理念である「THE VALQUA WAY」を制定するとともに、それを具現化する中期経営計画（NV・S7）を策定しております。

「THE VALQUA WAY」(<http://www.valqua.co.jp/company/philosophy/>)

「NV・S7」中期経営計画 (<http://www.valqua.co.jp/ir/plan/>)

(2) ガバナンスに関する考え方・基本方針

「I.1. 基本的な考え方」の＜基本的な考え方＞・＜基本方針＞の項目に記載のとおりであります。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「II.1.【取締役会報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の項目に記載のとおりであります。

(4) 取締役会が取締役・監査役の選任・指名を行う際の方針と手続

当社では、優れた人格・見識・能力および経験ならびに高い倫理観等を有し、取締役または監査役として職責を全うできる適任者を候補者として取締役会で選定しております。

取締役については、事業に精通し、経営企画、人事、財務・会計、研究、開発、生産等について専門能力・知見を有する社内取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実にについて積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる社外取締役により取締役会を構成することを基本方針としております。

監査役については、事業に精通し、幅広い知見と経験を兼ね備えた社内監査役と法律、財務・会計、企業経営等に関する専門能力および知見と多様な経験を有する社外監査役により監査役会を構成することを基本方針としております。

(5)取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明

当社が取締役候補者および監査役候補者の指名を行った際の、個々の指名の理由については「株主総会招集ご通知」に記載しております。
(<http://www.valqua.co.jp/ir/irnews/>)

【補充原則4-1-1】(取締役会の役割・責務)

当社取締役会は、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規則に定めた経営に関する重要事項について決議を行っております。これら以外の業務執行の決定については、社内規程を整備し取締役会から常務会、代表取締役社長、執行役員等に適切に権限を委譲することにより、意思決定の機動性を高めております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役の選任にあたって、候補者は東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることに加え、当社の経営に率直かつ建設的な助言をしていただける豊富な経験、専門性、高い見識を重視しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

当社取締役会は、経験や専門知識等が異なる多様な取締役によって構成し、取締役会の機能が最も発揮できる体制としております。取締役会の規模については、意思決定の迅速性の確保と審議の充実の観点を踏まえ、適切な員数を維持する方針としております。

【補充原則4-11-2】(取締役、監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況については、「株主総会招集ご通知」に記載のとおりです。(<http://www.valqua.co.jp/ir/irnews/>)

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性自己評価)

今後、年に1回程度取締役会の実効性について自己評価をベースとした分析・評価を実施し、その結果を開示する予定です。

【補充原則4-14-2】(取締役、監査役のトレーニング方針)

取締役、監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、その就任の際、また就任後も継続的に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得できるよう適宜機会を提供することとしております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示に関する基本的な考え方や情報開示統制の枠組み等についてはディスクロージャーポリシーに記載のとおりです。
「ディスクロージャーポリシー」(<http://www.valqua.co.jp/ir/disclosure/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,067,000	8.63
株式会社三井住友銀行	2,689,375	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,329,000	2.49
日本バルカー東京共栄会	2,317,348	2.48
CLEARSTREAM BANKING S.A.	2,300,000	2.46
三井住友信託銀行株式会社	2,001,000	2.14
瀧澤 利一	1,686,841	1.81
ダイキン工業株式会社	1,425,755	1.53
瀧澤 稚子	1,322,609	1.42
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS	1,081,000	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社および三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から、平成26年9月19日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年9月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、上記大株主の状況に記載の三井住友信託銀行株式会社の所有株式数2,001千株を除き、当社としては期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

三井住友信託銀行株式会社	4,646,000株 (4.97%)
日興アセットマネジメント株式会社	595,000株 (0.64%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	97,000株 (0.10%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 5 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 4 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清川 佑二	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清川 佑二	○	現在同氏は特定非営利活動法人日中産学官交流機構の理事長であり、当社は同機構に会費を支払っておりますが、金額は軽微と認識しております。 同氏は2006年6月まで、株式会社東芝の取締役執行役専務でありました。当社は同社との間に製品の売買等の取引関係がありますが、取引金額は軽微と認識しております。 また同氏は2011年4月まで一般財団法人日中経済協会の理事長でありました。当社は同協会に会費を支払っておりますが、金額は軽微と認識しております。	同氏は政府機関、株式会社東芝、一般財団法人日中経済協会、特定非営利活動法人日中産学官交流機構においての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般についての確かな助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、一般株主との間に利益相反の生ずるおそれはない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との関係については、必要に応じて積極的に意見交換および情報交換を行うとともに、監査の実施経過等についても適時報告を求めるなどの体制をとっております。また内部監査室とは、内部監査の結果について報告を求めるなど、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中根 堅次郎	公認会計士													
中神 啓四郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中根 堅次郎	○	清新監査法人および清新税理士法人の代表社員であります。当社とこの2法人との間に取引関係はありません。また、日機装株式会社(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に取引関係はありません。	同氏は公認会計士であり、会計・税務の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主との間に利益相反の生ずるおそれはない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。
中神 啓四郎	○	中神法律事務所(株)に所属する弁護士であります。当社と同事務所との間に取引関係はありません。	同氏は弁護士であり、法律の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主との間に利益相反の生ずるおそれはない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

不確定金額方式(会社法第361条第1項2号)による、いわゆる「業績連動型報酬制度」は導入しておりませんが、取締役の報酬の一部は、企業業績に連動した、業績連動報酬となっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における取締役および監査役の報酬等の額は、次の通りです。

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額 3名 182百万円

監査役(社外監査役を除く)の報酬等の額 2名 31百万円

社外役員の報酬等の額 3名 34百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の役割がグループ全体の経営方針・戦略に基づいて、当社企業価値を高めることにありと見え、役員報酬はそのインセンティブとして位置づけております。役員の報酬の水準については、役員の役割と責任および業績に報いるのに相応しいものとし、取締役、監査役それぞれ次のように定めております。

取締役の報酬は、固定報酬と、企業業績に連動した業績連動報酬によって構成しており、この業績連動報酬は取締役に職責全うを動機づける内容となっております。一方、監査役の報酬については、職務内容と責任に応じたものとなっております。

各取締役および監査役の報酬額は、株主総会で承認いただいた報酬枠の範囲内において、取締役については、社外取締役を含む取締役会で承認された役員報酬規程をもとに、取締役会から授権を受けた代表取締役社長が、監査役については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案内容その他重要な事項については、その都度事前に報告説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役、取締役会ならびに常務会

当社は、経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応するため、取締役会の改革を行うとともに執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割を分離した機動的なグループ経営体制を確立しており、取締役会は、グループ全体の企業価値の向上を図るための意思決定および業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針・戦略に従って執行役員が業務を執行する責任を負うこととしております。また当社は、取締役会から、常勤役員によって構成される常務会に一定の経営に関する重要事項の決定を委任しており、経営決定の機動性を高めるとともに日常の監督・助言によって、執行役員の執行の適正を図っております。

2. 監査役および内部監査

当社は監査役制度採用会社であり、監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名(内、社外監査役2名)の4名で構成され、取締役会、常務会、その他重要な会議に出席する他、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役および執行役員の業務執行につき監査を行い、経営に対する監視・監査機能を果たしております。

また、内部監査機能を果たす組織として取締役に直属する内部監査室(4名)があり、本社部門、各事業所および国内外子会社に対して、業務、コンプライアンス等の内部監査を定期的の実施しております。

3. 会計監査

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査について新日本有限責任監査法人を選任し、連結子会社を含めて公正不偏な会計監

査を受けております。当社および連結子会社(以下「当社等」)は、同監査法人の業務執行社員との間に特別な利害関係はなく、また、業務執行社員については、当社等の会計監査に一定期間を超えて関与することはありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員: 阿部純也、跡部尚志

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、その他 8名

4. コーポレート・ガバナンス体制の状況

別紙「コーポレート・ガバナンス体制図」の通り

(コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みの実施状況)

取締役会は原則として月1回の定例会議のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。この他に、常勤の取締役および監査役で構成される常務会が原則として毎週開催されております。また、業務執行状況のレビューおよび月次方針を検討するために、毎月1回執行役員会が開催されております。

監査役会については、原則として月1回開催されるとともに、必要に応じて内部監査室または会計監査人との情報交換を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上述のとおり、社外取締役および社外監査役による客観的な経営監視機能が十分に整っているものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	今後とも可能な限り早期発送に努めたい。
集中日を回避した株主総会の設定	毎回6月20日前後に開催している。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、ホームページ上に掲載している。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年2回開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・四半期報告書、決算短信、中間・期末報告書等を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	SR室が担当し、IR専任者を配置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において規定している。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境憲章を制定し、法令の遵守と継続的な環境負荷の低減に努めている。 また、当社グループにおけるCSRとは、企業理念を具現化する事業活動そのものであり、社会の様々な期待に応えるべく独自のコンセプトに基づいたCSR活動を推進している。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した「内部統制システムに関する基本的な考え方」は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス遵守を普遍的な最重要課題とし、基本方針「THE VALQUA WAY」のなかで、従うべき理念である「正堂堂と」を、さらに行動指針としての「コンプライアンス遵守と誠実な行動」を宣言し、グループの全従業員に周知徹底する。コンプライアンス・マニュアルを制定・配布するとともに、コンプライアンス委員会を中心としたグループコンプライアンス体制を確立し、同体制下、各種法規制等に対応する諸規程の整備、研修、訓練等を実施する。具体的には、平成19年1月1日にコンプライアンスに関する事項を統括する役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、CCOは、定期的にグループ全体のコンプライアンスに関する状況をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス体制の確立を実効あらしめるためグループ内監査体制を強化し、監査役は、監査役監査基準に基づき取締役および従業員の職務執行について監査を行うものとし、内部監査部門として、他の部門から独立した内部監査室を設置する。また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けるグループ内部通報制度を設ける。反社会的勢力排除について、当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて遵法精神と確固たる倫理観のもと、「反社会的勢力との対決」を宣言し、毅然とした態度で、反社会的勢力との一切の関係遮断を図り、公正かつ透明性のある企業活動に徹する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内における文書の作成、保管、保存等については原則として文書管理規程に基づき実施されることとし、特に、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、常務会議事録、その他各種委員会等議事録等については、それぞれ所管部署において定められた手続等に従い適正に保存、管理体制をとるものとする。また稟議書、各種申請書類等職務執行の記録を記した書類等についても、これらに準じた保存、管理体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グローバルにグループ全体でリスク管理体制の構築に努めるものとする。特に災害、環境、品質、輸出管理等に係るリスクについては、それぞれ所管する部署において、規程、マニュアル等を制定・整備し、リスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講ずるものとする。また、非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定めるとともに、かかる事態を速やかに上級職位ならびに関係者に通報する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会をグループ全体の企業価値向上を図るための意思決定および執行役員によりなされる業務執行の監督機関として位置付け、取締役会が決定した経営方針・戦略に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度を採用するものとする。取締役は、執行役員会等重要な会議に出席し、執行役員の業務執行について助言・監督する。取締役、執行役員および従業員の職務分掌・権限は、経営基本規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程において明定するとともに、それら規程に基づき常に業務の効率化を図るものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記1.から4.の各項目については、グループ各社に適用されることを基本とし、グループ内の情報交換、人事交流等連携体制を強化することにより統制の実効性を高める。また、コンプライアンスおよびリスク管理を統一的かつ効率的に実施するためグループ内監査体制を確立する。さらに、グループ内取引については、法令、社内規程等に従い、適切に処理される体制を確立する。

ア. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ全体の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的として制定された子会社管理規程に基づき、子会社は定期的に開催される取締役会や幹部会議の内容を当社に報告し、必要に応じて当社決裁手続を経る体制を確立する。

イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスク管理体制のもと整備された、リスク管理に関連する規程・マニュアル等に基づき、子会社はリスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講ずるものとする。また、子会社は非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定め、かかる事態が生じた場合には速やかに当社に報告し、直ちに対策をとる体制とする。

ウ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ中期経営計画を策定し、グループ各社およびその役員および従業員はそれに基づいて職務を執行する効率的かつ確実な執行体制を確立する。また財務的側面では、グループファイナンスの最適化のため、資金の集中・一元管理を行う。

エ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、1.に記載するグループコンプライアンス体制を構築し、子会社は同体制のもとコンプライアンス・マニュアルをはじめとするコンプライアンス関連規程を遵守する。また、当社は、同体制の一環として、グループコンプライアンス研修、訓練等を子会社に対し適宜実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役との協議のうえ、補助使用人を置く。その場合当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人に対する業務指示は監査役が直接行い、異動等の人事権に関する事項の決定には監査役の同意を要するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、常務会、執行役員会等重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役および執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、定期的に監査役会を開催し相互の情報交換を行うものとする。また、取締役、執行役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、当該情報提供を実効あらしめるため、グループ内部通報制度には、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を制度上明定する。

8. 子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社の取締役会・幹部会議の内容、および当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果が、監査役に報告される体制を確立する。また、子会社の役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、同体制の一部を担うグループ内部通報制度はグループ内すべての従業員を対象とし、通報者に対する不利益な取扱いの禁止も同様に適用する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行において必要とする費用については予め予算計上する。また、緊急、臨時に支出した費用は事後において会社に償還請求できる旨を監査役監査基準に定め、適正に運用する体制とする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会への出席に加え、必要に応じて代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人ならびに内部監査室と定期的に意見交換を行う。また、監査役が当社の取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の役員および従業員に対してヒヤリングする機会を確保する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制を構築し、その評価および報告を適切に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除についての基本的な考え方

上記1.「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。

2. 当社における具体的な取り組み内容

(1) 外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力への対応を迅速に行うべく、法務部を中心に所轄の警察署、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等と日常より緊密に連携しております。

(2) 反社会的勢力排除条項の記載

相手方の属性が反社会的勢力であることが判明した場合、直ちに契約を解除できるように、取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を記載しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年6月17日開催の第115期定時株主総会において、「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続につき株主の皆さまにご承認をいただきました。本対応方針は以下の通りです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、大規模買付者により、財務および事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合に、当社の株式の売却に応ずるかどうかは、最終的には株主の皆さまがこれを判断されるべきものと考えております。しかしながら、当該買付行為が真に当社の企業価値の向上に資するものであるかどうか、さらには、多くの株主の利益向上に繋がるものであるかを多数の株主の皆さまが判断されるためには、当該大規模買付者から当該買付行為について十分な情報が提供されるとともに、これを評価・検討するための一定の時間を確保することが大切であると認識し、「大規模買付行為への対応方針」を定めておくことが必要不可欠であると判断しております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、社名の由来でもある「Value & Quality」（価値と品質）をスローガンとして、創業以来、価値ある製品の研究・開発、信頼を生む品質の高い製品の提供に努力してまいりました。また、経営の基本方針である「THE VALQUA WAY」を制定するとともに、「価値の創造と品質の向上」を基本理念として、それを具現化する中期経営計画「New Valqua Stage One」（NV・S1）を平成12年度にスタートさせ、「New Valqua Stage Six」（NV・S6）まで、経営計画に掲げられた経営目標に向けての積極果敢な挑戦を行うとともに、変化する事業環境に機敏に対応することで、競争力強化を図ってまいりました。そして、平成27年度からは新たな3か年計画「New Valqua Stage Seven」（NV・S7）を策定し、リスクマネジメントを強化しつつ、当社の強みである技術力を核とした収益の極大化に向けた、新たな挑戦を試みております。これまでの歴史に裏打ちされた技術力やブランド力は、多くの需要家をはじめとする関係者の中で高く評価されてまいりました。これら技術力やブランド力は、当社グループの重要な強みであるとともに、相互に有機的に関連した不可分のものであり、当社グループの企業価値の源泉となっているものであります。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、3.(2)で定義される大規模買付行為が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていたこととし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

(1) 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が定める大規模買付ルールとは、

- ア. 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
 - イ. 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、
- というものであります。

(2) 対象とする大規模買付行為

本基本方針における「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付等、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付等をいいます。いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、大規模買付行為をする者を「大規模買付者」といいます。

注1: 特定株主グループ

当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）または当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）および特別関係者（金融商品取引法第27条の23第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2: 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

(3) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者が、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛てに、下記情報を含む大規模買付行為の概要を事前に通知し、大規模買付ルールに従いこれを行うことを要請するものであります。大規模買付者からの情報に不足がある場合には、当社取締役会は、当社株主の判断および当社取締役会の意見形成のために、大規模買付者から情報を受け取った日から10営業日以内に、不足する情報の提供を求めることがあります。なお、大規模買付者からの情報の提供は日本語で行うものとします。

ア. 大規模買付者の概要

- イ. 大規模買付行為の目的等
- ウ. 買付にかかわる対価および算定根拠
- エ. 買付資金の裏付け等概要
- オ. 買付完了後の経営方針および事業計画の詳細
- カ. 従業員への処遇方針
- キ. その他

当社取締役会は、これら情報を検討するとともに、必要に応じて追加情報の提供を求め、また代替案の提示のために必要な時間を提供するように求めることといたします。また、大規模買付行為があった事実、当社取締役会に提供された情報等は、当社株主の判断に供する必要があると認められる場合には、適切な手段・方法によりその全部または一部を開示するものといたします。

(4) 大規模買付行為の評価・検討

当社取締役会は、公正な外部専門家の助言・答申を受け、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該買付行為が当社株

主全体の利益に与える影響などを評価・検討し、大規模買付者が必要な情報の提供を行った日より60日以内(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日以内(その他の買付けの場合)に、取締役会としての意見を取りまとめて開示することといたします。なお、助言・答申を受ける外部専門家は、それぞれ当社とは利害関係を有しない独立した金融機関、弁護士、公認会計士、学者その他の有識者の中から、必要に応じて複数の専門家を選定するものといたします。

4. 対抗措置発動の条件

(1) 大規模買付ルールが遵守された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為を行った場合には、当社取締役会は、原則として当該買付行為に対する対抗措置はとらないものといたします。ただし、当該買付行為に反対の場合には、反対意見を表明する、代替案を提示する等の方法を講ずることはあり得るものとし、特に当社の企業価値を著しく損なうと取締役会が判断する場合(下記アからオに該当する場合)には、多数の株主の利益を守るために必要な措置を講ずることがあります。この場合、当社取締役会は当該判断に至った理由等を開示するものといたします。

なお、大規模買付行為が当社の企業価値を著しく損なうか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。なお、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、株主総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

ア. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式について当社またはその関係者に対して高値で買取りを要求することを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。

イ. 当社を一時的に支配して、知的財産権、ノウハウ、その他の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現することを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。

ウ. 当社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをするなど、当社の継続的發展を犠牲にして高いリターンを得ることを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。

エ. 当社の資産を大規模買付者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。

オ. その他、当社の利害関係者の利益を著しく不当に害することで大規模買付者が不当に利益を上げるスキームであることが、客観的かつ合理的に推認される場合。

(2) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の大規模買付者およびその共同保有者などに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の中止または撤回について

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の観点から、発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、対抗措置の発動に係る決議の中止もしくは撤回を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

ア. 当該新株予約権の効力発生日までの間は、外部専門家の意見を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

イ. 新株予約権の効力発生日以後においては、行使期間開始までの間は、外部専門家の意見を最大限尊重したうえで、当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

5. 株主および投資家の皆さまに与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社の企業価値および当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断をされるうえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールの目的は、当社の経営に影響するような大規模買付行為に対して、当社の企業価値および当社株主全体の利益を保護するという観点から、多数の株主の皆さまに対して、当該買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要十分な情報を提供するとともに、他方、現に経営を担っている当社取締役会の意見を提供しようとするものでありますことから、大規模買付者に対して対抗措置を講ずる場合には、大規模買付者以外の株主および投資家の皆さまに不利益を与えることのないよう慎重に対応するものといたします。

なお、当社取締役会が4.(3)の当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生ずることを前提に売買を行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合に株主の皆さまに必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合、株主の皆さまには、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、別途公告する基準日までに株主名簿への記録等の手続きを完了していただく必要があります。

6. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期限は原則として取締役の任期に合わせるものとし、平成29年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。その後については取締役選任議案が上程される2年毎の定時株主総会において改めて定時株主総会の承認を得るものといたします。

当然のことながら、有効期間中といえども、当社の企業価値および当社株主全体の利益保護の観点から、必要がある場合には、本対応方針の内

容を随時見直すことができるものとし、廃止および変更等についてその都度株主総会の承認を得ることといたします。

なお、法律の改正が実施される等、本対応方針の内容について緊急に改定する必要がある場合および事務手続に係る詳細部分の改定を必要とする場合には、取締役会において合理的な範囲内に限り必要事項の改定を行うことができるものとします。その場合、取締役会は当該改定内容および理由について遅滞なく開示するものとし、改定後最初に開催される株主総会において報告を行うものとします。

7.本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社のこれまでの諸施策ならびに中期経営計画である“NV・S7”は、当社の企業価値・株主共同の利益を組織的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであります。また、大規模買付ルールは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入され、その内容において客観性・透明性が担保される工夫がなされたものであります。したがって、いずれも当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、1.に記載する基本方針に沿うものであります。

以 上

<別紙>

新株予約権の無償割当ての概要

1.新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3.発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、2億個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4.新株予約権の払込金額

無償とする。

5.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7.新株予約権の行使条件

当社取締役会において別途定めるものとする。なお、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者などが実質的に保有する本新株予約権については、行使を認めないこととする。

8.新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は別紙「情報開示の社内体制」の通り

